

東三河都市計画地区計画の変更（蒲都市決定）

都市計画柏原工業用地地区計画を次のように変更する。

名 称		柏原工業用地地区計画				
位 置		蒲都市柏原町堂山、中原、亀山及び堀切の各一部				
面 積		約 5. 7 h a				
地区計画の目標		本地区は、蒲都市北部に位置し、広域幹線道路である都市計画道路 1・4・1 号 名豊道路へのアクセスが良好な蒲郡西インターチェンジの隣接地である。 この利便性を活かし、良好な工業地としての環境を構築するとともに、周辺の自然環境に配慮した工業用地の形成を目的とする。				
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区は、周辺の自然環境に配慮しながら、良好な工業用地として適性かつ合理的な土地利用を図る。				
	地区施設の整備の方針	周辺環境に配慮するため地区周辺部に緑地を配置する。また、円滑な交通処理をするため、適切な位置に道路を配置する。さらに周辺の自然環境を維持保全するため調整池を整備する。				
	建築物等の整備の方針	良好な工業用地を形成するとともに、周辺の自然環境と調和を図るため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限を定める。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	配 置
			道路 1 号	9m	約 615m	計画図表示のとおり
		緑 地	名 称	面 積		配 置
			緑地 1 号	約 0. 3ha		計画図表示のとおり
			緑地 2 号	約 1. 1ha		
			緑地 3 号	約 0. 2ha		
		公 共 空 地	名 称	面 積	容 量	配 置
			調整池 1 号	約 0. 3ha	約 4, 000 m³	計画図表示のとおり

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 工場（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類E―製造業に属するものに限る。）、当該工場に関連する研究開発施設及び流通業務施設（物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第4条第1号に規定する流通業務の用に供するものをいう。）。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（ぬ）項第3号（8の3）、（13）及び（13の2）並びに（る）項第1号（1）から（14）まで、（16）から（22）まで、（27）及び（29）から（31）までに掲げる事業を営む工場 (2) 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定するもの）の収集、運搬又は処分の用に供するもの 2 前号の建築物の従業員のための共同住宅又は寄宿舍 3 前2号の建築物に附属するもの（法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。）
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、4 m以上でなければならない。ただし、軒の高さ3 m以下の守衛所その他これに類する用途に供する建築物は、この限りでない。

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

東三河都市計画柏原工業用地地区計画
計画図

1/1,500



記 号		名 称
		地区計画区域
	計地 画区 区整 域備	道路、河川等幅を有する地形地物の 中心線を境界とする場合
		その他の場合
	地 区 施 設	道路
		緑地
		公共空地（調整池）

ア～イ 道路境界

イ～ウ 柏原町堀切46-2、46-7及び46-8の交点と、
柏原町堀切47-1、47-4及び47-13の交点を結んだ線

ウ～エ 道路境界

エ～オ 筆界

地区内 柏原町堂山43-1 地区外 柏原町堂山43-2

〃 44 〃 41-3

〃 44-1 〃 41-1

〃 42-1

